

中部運輸局  
自動車交通部

平成30年10月4日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 小笠原、山田、深谷  
TEL 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

## 伊豆地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

伊豆地区の運賃改定について、平成30年9月13日付けで公定幅運賃の変更を求め  
る旨の要請書の提出がありましたが、平成30年10月1日に伊豆交通圏の準特定地域  
（※1）の指定が解除されたことに伴い、平成30年10月2日に下記のとおり一般乗  
用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請書（※2）が提出されましたので  
お知らせします。

なお、伊豆地区（※3）において、本申請受付日（平成30年10月2日）から3ヶ  
月の間に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※4）が7割以上となっ  
た場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

## 記

## 1. 申請者

会社名：伊豆交通株式会社

住 所：静岡県伊東市鎌田508番地の1

## 2. 運賃及び料金変更認可申請の概要（普通車申請分を抜粋）

◆初乗距離を「1.5km→1.2km」に変更

◆中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化

## 【初乗運賃】

車種区分	申請運賃
普通車	1.2kmまで 620円

車種区分	現行運賃
中型車	1.5kmまで 710円
小型車	1.5kmまで 700円

## 【加算運賃】

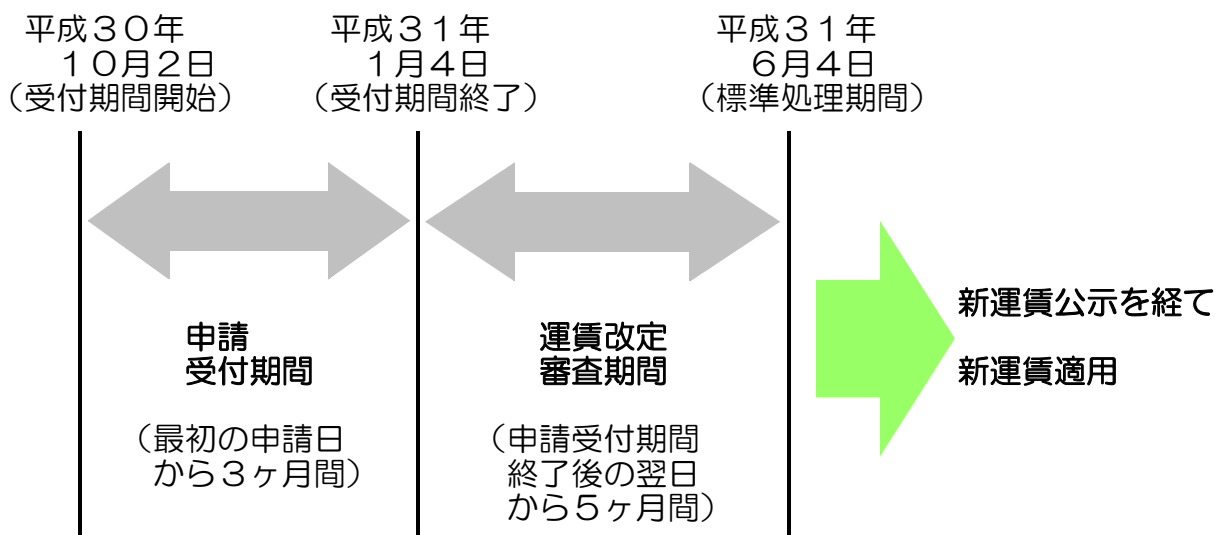
車種区分	申請運賃
普通車	200mまで 90円

車種区分	現行運賃
中型車	225mまで 80円
小型車	273mまで 80円

※申請の運賃及び料金は、平成30年9月13日付け公定幅運賃の変更要請時と  
同一の内容となっております。

- (※1) 伊豆交通圏における準特定地域の指定は、人口が概ね5万人以上の都市を含み、日車実車キロ又は日車営業が、平成13年度と比較して10%以上減少し、伊豆交通圏内の市町村長から当該地域の指定について、要請を受けたことによるもの。
- (※2) 伊豆交通圏の準特定地域の指定が、平成30年10月1日付けで解除されたことに伴い、平成30年9月13日（最初の要請日）から同年9月28日まで提出のあった要請書にあっては、要請の対象となる当該地域の公定幅運賃の範囲の指定が解除されたため、改めて道路運送法による運賃及び料金の変更認可申請書の提出が必要となった。
- (※3) 伊豆地区（運賃が適用される地域）  
伊豆交通圏（ただし、熱海市泉地区を除く。）  
※伊豆交通圏とは、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）、伊豆の国市（旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡の6市5町の地域
- (※4) 伊豆地区 車両数（平成30年10月2日現在）  
車両数：582両（25者） ※7割以上＝408両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 申請受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。  
申請受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。